

別表第1（第2条関係）

収容人員区分	床面積		
	ロビー	食堂等	会議室等
30人以下	30平方メートル	30平方メートル	30平方メートル
31人以上50人以下	40平方メートル	40平方メートル	40平方メートル
51人以上100人以下	客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値	客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値	客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値
101人以上	101平方メートル	101平方メートル	101平方メートル

別表第2（第3条関係）

(平10条例45・平18条例38・平19条例42・一部改正)

1	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校
2	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
3	社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
4	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
5	博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
6	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
7	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
8	茅ヶ崎市民文化会館条例（昭和55年茅ヶ崎市条例第1号）第2条に規定する茅ヶ崎市民文化会館
9	茅ヶ崎市地域集会施設条例（平成10年茅ヶ崎市条例第3号）第2条に規定する茅ヶ崎市地域集会施設
10	茅ヶ崎市青少年会館条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第5号）第2条に規定する茅ヶ崎市青少年会館
11	茅ヶ崎市子どもの家条例（昭和63年茅ヶ崎市条例第3号）第2条に規定する茅ヶ崎市子どもの家
12	茅ヶ崎市体育館条例（平成元年茅ヶ崎市条例第4号）第2条に規定する茅ヶ崎市体育館
13	茅ヶ崎市屋内温水プール条例（昭和56年茅ヶ崎市条例第1号）第2条に規定する茅ヶ崎市屋内温水プール
14	茅ヶ崎市が設置するスポーツ広場